

長岡市一般住宅リフォーム補助金のお知らせ

目 的

市内建築関連業者の振興による地域経済の活性化と市内にお住まいの方の住環境の向上を図るため、自己の居住する住宅を市内の施工業者によりリフォームを行う場合、その経費の一部を補助するものです。

1 補助対象者

- (1) 長岡市に住民登録をしている者
 - (2) 定住を目的として空き家住宅をリフォームする者
- ※上記に該当し、市税を滞納していない者

2 補助対象住宅

- (1) 補助対象者が所有し、居住している市内の住宅
- (2) 個人が定住を目的として所有する市内の空き家住宅
- (3) 建築後 10 年を超えた住宅（平成 17 年 12 月 31 日以前に建築されたもの）
- (4) 併用住宅は 1/2 以上が居住部分となっている住宅

3 施工事業者の条件

市内に本社がある法人又は住民登録をしている個人事業主

4 補助対象工事

- (1) 20 万円以上(消費税込み)の住宅リフォーム工事であること
- (2) バリアフリー・安全、省エネルギー、防災、長寿命化に配慮した住宅リフォーム工事（P 3、4 参照）
- (3) 併用住宅においては、住宅部分に係るもの
- (4) 他の補助金等を利用する部分や工事を伴わないもの及び外構工事は除く（P 6 参照）

5 補助金額

補助対象工事費の 20% とし、
10 万円 を限度とする。

- 三世代同居世帯が住宅内の工事を行う場合の補助金限度額は、20 万円（三世代同居申請）

※今までに、住宅リフォーム支援事業補助金を受けた方や住宅は、対象外です。

6 申請受付

【受付期間】 平成 28 年 8 月 10 日（金）まで 先着順（土日祝は除く。）

【受付時間】 9：00～17：00

【受付場所】 住宅施設課（大手通 2-6 フェニックス大手イースト 5 階）
及び各支所産業建設課（栃尾支所は建設課）

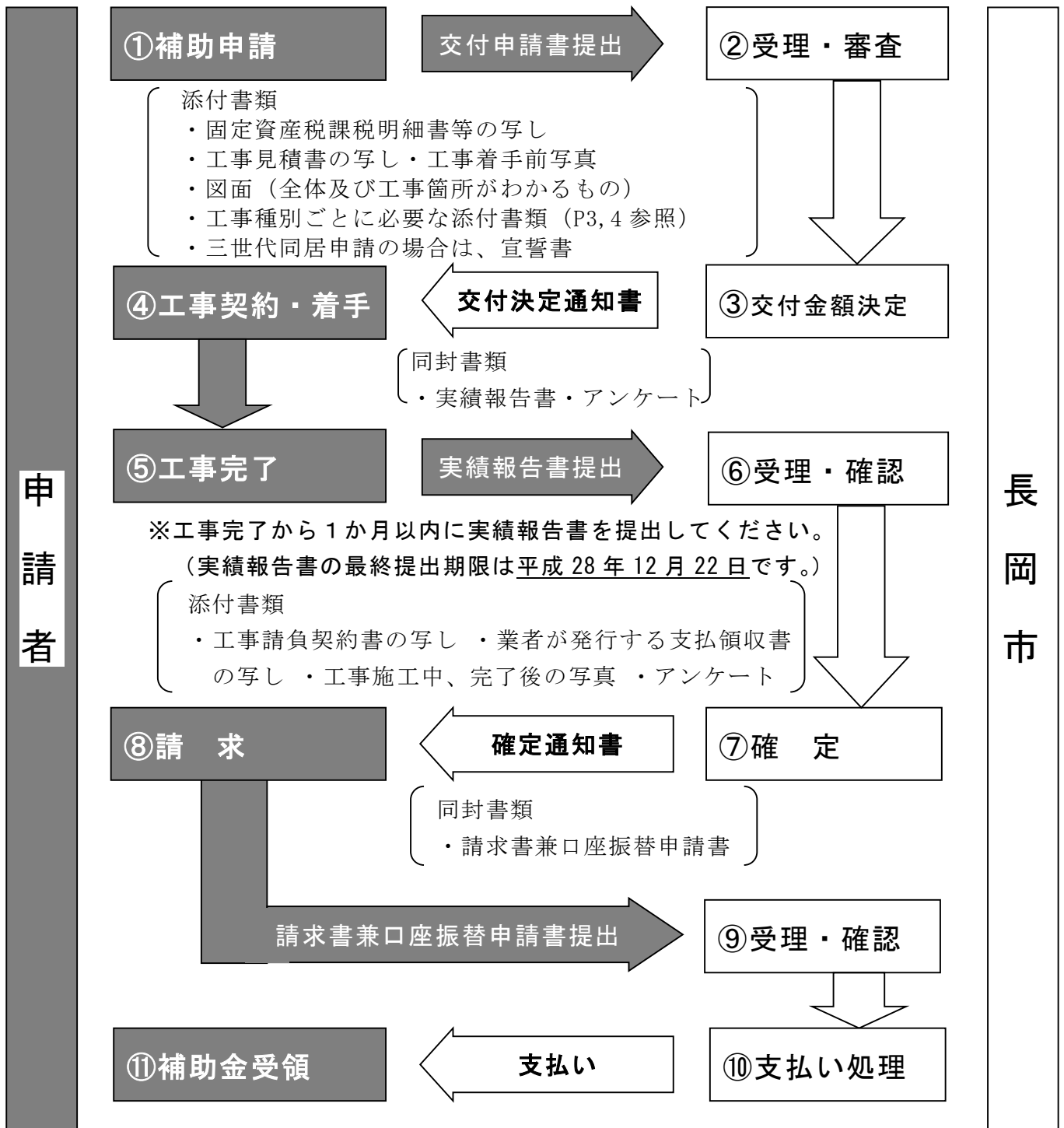
※当面の間は各支所産業建設課（栃尾支所は建設課）でも受け付けますが、
予算残額が少なくなった時点で 受付場所を住宅施設課に限定します。

※予算残額等は、ホームページをご覧ください。か住宅施設課にお問い合わせください。
(URL: <http://www.city.nagaoka.niigata.jp/kurashi/life03/jyutaku-reform.html>)

※必ず事前に申請し、補助金交付決定後に契約、工事着手してください。

（交付決定時期：申請書類受理後 3 週間程度）

● 手続きの流れ



補助金を受けられなくなる場合がありますので、以下の注意事項をよくご確認ください。

- (1) 必ず工事を行う前に申請し、補助金の交付決定を受けてから工事契約、着手してください。
- (2) 対象となる住宅は、申請者本人の所有で現在お住まいになっているものです。
- (3) 対象事業の完了後、必要に応じて現地調査を行います。

● 補助対象となる主な工事

～工事種別ごとに必要な添付書類～

※1 製品カタログ等の添付が必要です。製品名のほか、設備の性能向上や断熱改修等の効果が確認できる部分の写しを添付してください。

※2 寸法がわかる図面又はメジャーテープ等を用いて計測値の比較ができる写真を添付してください。

(下表添付書類欄に記入のないものは、特別な書類は不要です。ただし、共通の書類である図面及び施工前の写真は必要です。)

～三世代同居で住宅内の工事を行う場合～

下表のうち、三世代同居世帯が浴室、台所又は内装の改修等の住宅内の工事を行う場合は、補助金限度額を「20万円」とすることができます。

種別	工事内容	仕様等	備考	添付書類
I バリアフリー・安全型	(1) 浴室の改修	ユニットバスへの取替え工事	既存のユニットバスの改修も対象	※1
		その他バリアフリー化工事	手すりの設置、ヒートショック対策、滑りにくい床材への改修等	
	(2) 便所の改修	洋式便器への取替え工事	既存の洋式便器の改修も対象	※1
		その他バリアフリー化工事	手すりの設置、ヒートショック対策等	
	(3) 洗面所の改修	洗面台の取替え工事	レバーハンドル式水栓・ワンプッシュ式蛇口であるものが対象	※1
		その他バリアフリー化工事	手すりの設置、ヒートショック対策等	
	(4) 台所の改修	システムキッチンの設置工事	既存のシステムキッチンの改修も対象	※1
		IHクッキングヒーター(ビルトインタイプ)の設置工事	システムキッチンと一体的に設置されるものが対象	
	(5) 出入口の改良	引き戸、吊り戸、折り戸への取替え工事	シングルレバー・バー引き手への取替えも含む。	※1
		改修後の出入口の幅が大きくなる工事	廊下と居室、居室と居室間、玄関、勝手口等の改修が対象	※2
(6) 通路幅の拡幅	廊下の幅が大きくなる工事		※2	
(7) 階段の改修	階段の勾配が小さくなる工事		※2	
	階段への足元照明設置工事		※1	
(8) 手すりの設置	手すりを設置する工事	廊下、階段、居室等への設置が対象		
(9) 段差の解消	廊下と居室、居室間及び玄関等の段差を小さくする工事	段差解消のために行う床面の改修が対象	※2	
	段差解消機、階段昇降機又はホームエレベーターの設置工事		※1	
(10) 内装の改修	畳敷きへの改修や畳の入替え、表替え工事		※1	
	滑りにくい床材を使用する工事	壁・床・天井・建具が対象 下地材も併せて施工する場合、下地材もF☆☆☆☆材や天然材とすること。		
種別	工事内容	仕様等	備考	添付書類
II 省エネルギー型	(1) 屋根の葺替え	遮熱・断熱効果のある屋根材への葺替え工事	本屋又は下屋ごとに屋根全面を工事するものが対象	※1
	(2) 外壁の張替え	遮熱・断熱効果のある外壁材への張替え工事	棟単位で1/2以上を工事するものが対象	※1
	(3) 住宅の断熱改修	屋根又は天井、壁及び床の断熱材の厚さを厚くしたり、より効果のある材料に改修し、断熱性を高める工事 開口部をペアガラス又は二重サッシ(内付けサッシの取付けを含む。)に取替え、断熱性を高める工事		※1

種別	工事内容	仕様等	備考	添付書類
III 防災型	(1) 屋根の葺替え等	耐震、耐風瓦への葺替え工事(施工方法も含む。)	本屋又は下屋ごとに屋根全面を工事するものが対象	※1
		屋根材の軽量化工事		
	(2) 外壁の張替え	不燃材料以上の軒裏材への張替え工事 ・不燃材料:通常の火災による火熱に対して、20分間燃焼せず、防火上有害な変性、溶融、亀裂等の損傷を生じないもの	棟単位で1/2以上を工事するものが対象 仕様及び認定番号が確認できる資料の添付が必要	※1
		防火構造以上の外壁材への張替え工事 ・防火構造:周辺火災からの延焼を30分以上抑制する防火性能をもつ構造		
	(3) 内装の改修	壁や天井に防火材料(不燃材、準不燃材)を使用する工事	壁紙・仕上材を防火材料とする場合は、下地材も併せて防火材料とすること。	※1
	(4) 造り付け家具・家具固定改修	造り付け家具の造作工事	住宅の壁、柱等と一体となっているもの	※1
家具の固定金物設置工事(家具の固定に必要な下地工事も含む。)				
(5) 耐震改修	外壁や内壁の改修等に併せて、筋交いや耐力壁等を有効に設置し、耐震性を高める部分補強工事	住宅全体の耐震バランスを考慮して実施すること。 建物全体の耐震補強工事は当市都市開発課の「木造住宅耐震改修工事費助成事業」を活用してください。	※1	
(6) 雪処理対策工事	屋根に雪止めを設置する工事	例:雪止めアングル、雪止めネット等	※1	
	雪囲い、風除室等の設置工事			
	屋根融雪装置の設置工事			
	落雪式屋根構造への改造、屋根の滑雪能力を高める張替えや塗替え工事			
	屋根に雪庇や吹き溜り等ができないようにする工事			
	雪下ろし時の転落防止金具を設置する工事			
屋根からの落雪による危険を防ぐ工事				
種別	工事内容	仕様等	備考	添付書類
IV 長寿命化型	(1) 屋根の塗装	遮熱・断熱効果や高耐久・高耐候性能のある塗料材での塗替え工事	本屋又は下屋ごとに屋根全面を工事するものが対象	※1
	(2) 外壁の塗装	遮熱・断熱効果や高耐久・高耐候性能のある塗料材での塗替え工事		
	(3) 雨樋等の改修	雨樋を取り替える工事	棟単位で1/2以上を工事するものが対象	
	(4) 躯体の補強	基礎、土台、壁、柱、床、梁又は階段等の補強工事	腐朽やシロアリ等により劣化した部材を補修する工事を含む。 住宅の構造部分の補強を行う工事が対象	
	(5) 給排水設備等の水廻りの改修	給排水・ガス管等の改修	壁埋め込み、ビルトイン	※1
		下水道への接続工事		
	(6) 電気配線等の改修	電気配線、コンセントの取替え工事		
(7) 家族構成の変化に伴う改装等	居室等の増改築、間取りの変更等の工事		※1	
	浴室、便所、洗面(脱衣)所、台所等の増設工事			

【補助対象工事における注意事項】

- (1) 補助対象工事（税込 20 万円以上）と併せて行う住宅部分の軽微な工事は、補助対象工事費に含めることができます。
- (2) その他住環境の向上を図るため、市長が特別に必要と認める工事は、補助対象工事とします。
- (3) 複数の工事内容を実施する場合であっても、1 つの工事内容で補助対象の限度額を超える場合には、その工事内容の記入のみで結構です。
- (4) 住宅リフォームを行うと、要件を満たす場合は所得税、固定資産税及び贈与税の優遇を受けることができます。詳しくは、下記へお問い合わせください。

問合せ先：所得税や贈与税の控除等について	長岡税務署	TEL 0258-35-2070
固定資産税の減額について	長岡市資産税課	TEL 0258-39-2213

● 三世帯同居による大規模な住宅内の工事を行う場合

1 三世帯同居申請対象者

次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 「親世代」+「子世代」+「孫世代」等により、構成する「三世帯以上」の世帯であること。
- (2) 当該住宅（集合住宅の場合は専有部分）の所有者が申請し、居住すること。
- (3) 当該住宅に三世帯同居全員が居住し、住民登録があること。
又は実績報告書の提出までに三世帯同居全員の住民登録をすること。
(最終提出期限：平成 28 年 12 月 22 日)
- (4) 補助を受けた日から 1 年以上にわたり三世帯同居を継続する見込みがあること。
- (5) 市税を滞納していないこと。
- (6) 暴力団の構成員及び暴力主義的破壊活動を行う団体等に所属していないこと。

2 三世帯同居申請対象工事

次のいずれかに該当し、税込 50 万円以上の工事であること。

- (1) 浴室、台所又は内装の改修等の住宅内の工事
なお、そのほかに屋根や外壁の外装工事等の住宅外部の工事を行う場合は、その費用は補助の対象となりませんので、ご注意ください。
- (2) 増改築工事（その部分の屋根や外壁の外装工事等の住宅外部の工事を含む。）

● 補助金の計算例

1 一般的なリフォームの場合

内装の改修（工事費 60 万円）を行う。（I バリアフリー・安全型（P 3 参照））
工事費 60 万円⇒20 万円以上ですので、補助対象です。
補助対象工事費 60 万円×補助率 20%＝12 万円ですが、
補助金限度額が「10 万円」のため、補助金は『10 万円』となります。

2 三世代同居申請の場合

内装の改修（工事費60万円）と外壁の張替え（工事費80万円）を行う。

①内装の改修（Iバリアフリー・安全型（P3参照））・・・工事費60万円

②外壁の張替え（II省エネルギー型（P3参照））・・・工事費80万円

上記①は住宅内の工事費で60万円×補助率20%＝12万円です。

上記②は住宅外部の工事費のため、補助対象となりません。

補助金限度額が「20万円」までですので、補助金は『12万円』となります。

● 他の補助金等利用の主なもの

事業名	工事内容
介護保険住宅改修、障害者住宅改修等	・バリアフリー化工事
省エネ・新エネ設備等導入補助事業	・太陽光発電システムの設置工事 ・CO2冷媒ヒートポンプ給湯器設置工事 ・ガスエンジン給湯器の設置工事 等
木造住宅耐震改修工事費助成事業	・耐震補強工事
克雪すまいづくり支援事業	・融雪施設の設置や落雪、耐雪への改良

● 補助対象外の主な工事

工事内容	工事内容
カーテン、ブラインドの設置のみのもの	壁面の緑化、生垣造成工事等環境緑化工事
家電製品、家具等（設置に工事を伴わないもの及び軽微な工事で設置できるもの）の購入	シロアリ駆除
併用住宅における居住部分以外の工事	車庫・物置の設置工事
外構工事	住宅の取壊しのみのもの

※上記の内容は補助対象外工事の一例です。詳しくはお問い合わせください。

● そこが知りたいQ&A

1 手続きについて

Q1：申請者は誰になりますか。

A1：申請者は、住宅の所有者で実際に住んでいる人になります。契約者、領収書の宛名、補助金の振込先も同様です。

Q2：登記名義人が亡くなり未登記の場合、相続人を申請者としてよいですか。

A2：相続人で実際に居住している人が申請者となり得ます。未登記の場合は、居住し、所有が明らかで、固定資産税を納めている人です。

Q3：書類提出は、申請者本人でなければならないのですか。

A3：施工業者や代理人が提出することもできます。その際には、申請書兼同意書の書類提出者欄にある「施工業者と同じ」又は「代理人」の欄にチェックを入れ、必要事項を記入してください。

Q4：申請者以外が工事費の支払いを行う場合、領収書の名前は誰にすればよいですか。

A 4 : 申請者、所有者、契約者、領収書の宛名、補助金の振込先は同一であることが条件です。
Q 5 : 銀行振込明細書を領収書として添付することはできますか。
A 5 : 業者の発行した領収書の提出をお願いします。
Q 6 : 実績報告から振込みまで、どれくらいの期間がかかりますか。
A 6 : 実績報告書受理後、3週間程度で補助金を確定します。補助金の確定通知書に補助金請求書を同封しますので、速やかに返送してください。提出後、3週間程度で指定の口座に振り込みます。ただし、書類等に不備があった場合は、時間がかかる場合がありますので御了承ください。
Q 7 : 契約書を交わさなくてもよいですか。
A 7 : 簡易な契約書でよいので、必ず作成してください。また、契約書及び領収書には、必要な額の収入印紙を貼ってください。
Q 8 : 申請等は郵送でも受け付けてもらえますか。
A 8 : 郵送による手続きはできません。受付場所にお持ちください。代理の方が提出してもかまいません。
2 補助対象工事について
Q 9 : 施工業者が自ら所有する住宅をリフォームする場合、対象となりますか。
A 9 : 対象となりません。ただし、会社に勤めている従業員が自社を利用してリフォームする場合は、対象となります。
Q 10 : 施工業者が市外で会社を営んでいるが、市内在住であれば対象となりますか。
A 10 : 市外で会社を営んでいる場合は申請できません。ただし、市外の会社で従業員として働き、市内で個人事業主としても仕事をしている場合は対象となります。
Q 11 : 工事請負契約日はいつからになりますか。
A 11 : 契約書の日付は、補助金交付決定日以降でなければ補助金の対象となりません。
Q 12 : 諸経費は見積りに含めてよいですか。
A 12 : 諸経費も含めて作成してください。補助対象外の工事がある場合は、ご相談ください。
Q 13 : 補助対象のリフォーム工事に伴う既存部分の撤去費用は対象となりますか。
A 13 : 補助対象のリフォームに伴い生ずる撤去費用は対象となります。ただし、全部又は一部を取り壊すのみの撤去費用は対象外です。
Q 14 : 補助対象の外壁工事等を行う際の足場代は、対象工事費用に含んでよいですか。
A 14 : 補助対象の対象工事費用に含みます。ただし、見積書には明細が分かるように記載してください。
Q 15 : 母屋と離れた納屋を住居用には、対象となりますか。
A 15 : 対象となりません。現在住んでいる「住宅」のリフォームが対象です。
Q 16 : 仮設トイレや風呂等を設置する場合は、レンタル代は対象となりますか。
A 16 : 仮設トイレは通常使用する範囲で対象となりますが、仮設の風呂は通常使用する範囲とは認められないため、対象となりません。
3 三世帯同居について
Q 17 : 三世帯同居を予定しているが、対象となりますか。
A 17 : 予定を申請すれば、工事完了後に転居してきて同居する場合も対象となります。ただし、実績報告時に同居していることが必要です。

Q18 : 近々、子どもが生まれる予定だが、対象となりますか。
A18 : 申請時に生まれていない場合は対象なりません。
Q19 : 内装改修の申請後に、急きょ三世代同居することになったが、対象となりますか。
A19 : 申請後の変更は認められないため、対象なりません。
Q20 : 申請住宅と同一敷地内の別住宅に家族が居住しているが、対象となりますか。
A20 : 同一住宅に居住し住民登録してあることが条件ですので、対象なりません。
Q21 : 来年、親が施設入所すると三世代同居でなくなるが、対象となりますか。
A21 : 補助金を受けた日から1年以上継続して三世代同居し、住民登録があることが条件です。短期的な施設入所で住所を移さない場合は対象となります。
4 添付書類について
Q22 : 固定資産税課税明細書はどの面の写しが必要ですか。
A22 : 所有者等の分かるあて名の面と、建物の所在地と建築年の分かる面の写しが必要です。
Q23 : 見積書の書式に指定はありますか。
A23 : 見積書の書式に指定はありませんが、工事の内容が明確で、補助対象経費、補助対象外経費が区分されるものとしてください。
Q24 : 図面はどの程度のものが必要ですか。
A24 : 住宅全体の状況が分かる図面が必要です。工事箇所にはしるしを付けてください。 <ul style="list-style-type: none"> ・内装工事の場合はすべての階の平面図、外装工事の場合には4面すべての立面図、屋根工事の場合には屋根の全体が分かる伏図を添付してください。 ・外装工事や屋根工事の場合で、立面図又は屋根伏図を作成することが困難なときは、すべての階の平面図に工事箇所を明示してください。 ・併用住宅の場合は居住部分と業務部分の面積を確認する必要があるため、外壁工事や屋根工事の場合でも、立面図又は屋根伏図のほかすべての階の平面図を追加してください。
5 その他
Q25 : 他の補助金とはパンフレットに載っているものだけですか。
A25 : パンフレットに載っているものは一例です。他の補助金の対象としているものは、その部分を対象外とします

● 問い合わせ先

本 庁	長岡市都市整備部 住宅施設課 住宅政策係 TEL 0258-39-2265 FAX 0258-39-2293 〒940-0062 長岡市大手通2-6 フェニックス大手イースト5階					
	中之島支所	産業建設課	TEL 61-2012	和島支所	産業建設課	TEL 74-3114
支 所	越路支所	産業建設課	TEL 92-5904	寺泊支所	産業建設課	TEL 75-3105
	三島支所	産業建設課	TEL 42-2249	栃尾支所	建設課	TEL 52-5825
	山古志支所	産業建設課	TEL 59-2344	与板支所	産業建設課	TEL 72-3201
	小国支所	産業建設課	TEL 95-5906	川口支所	産業建設課	TEL 89-3113